

平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの（平成26年度第2四半期）

(独立行政法人名：農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
	該当無し										

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降に競争性のある契約へ移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成26年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」は、平成26年度以降の具体的な移行予定年限(例：平成27年度)を記載すること。

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（平成26年度第2四半期）

(独立行政法人名:農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員宿舍賃貸借契約(鹿児島)	鹿児島事務所長	平成26年7月2日	個人	転勤者用の借上宿舍の契約については、選定するにあたり農畜産業振興機構宿舍貸付規程に定めた基準に則った上で、限られた期間で入居予定者が最適な条件・場所の物件を選定する必要があるため、競争に付すことが困難なため。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	—	840,000	—	—	現在職員が入居している建物の賃貸借契約であるため競争に付すことが困難である。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	5	
職員宿舍賃貸借契約(那覇)	那覇事務所長	平成26年7月2日	個人	転勤者用の借上宿舍の契約については、選定するにあたり農畜産業振興機構宿舍貸付規程に定めた基準に則った上で、限られた期間で入居予定者が最適な条件・場所の物件を選定する必要があるため、競争に付すことが困難なため。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	—	936,000	—	—	現在職員が入居している建物の賃貸借契約であるため競争に付すことが困難である。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	5	
平成25事業年度決算の官報公告について	理事 馬場一洋	平成26年8月29日	(株)朝陽会 東京都北区西ヶ原2-44-10	官報掲載については、国立印刷局の定めるところによるとされ、取次店によって価格差は生じないため、競争を許さない。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	—	2,079,000	—	—	官報掲載については、国立印刷局の定めるところによるとされ、取次店によって価格差は生じないため、競争を許さない。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	6	
平成26年度畜産業振興事業に係る補助業務委託	理事 安井護	平成26年9月26日	47都道府県知事	畜産業振興事業は、地域の畜産事情を把握し、総合農協系、専門農協系、商系など事業実施主体を公平に取り扱い、適切に指導監督できる立場にある委託先としては、公的機関であることが不可欠である。また、都道府県域一円でこれを行い、委託先として相応しい公的機関は都道府県しかないため随意契約とした。(契約事務細則第28条第1項第1号)	—	90,121,000	—	—	畜産業振興事業は、地域の畜産事情を把握し、総合農協系、専門農協系、商系など事業実施主体を公平に取り扱い、適切に指導監督できる立場にある委託先としては、公的機関であることが不可欠である。また、都道府県域一円でこれを行い、委託先として相応しい公的機関は都道府県しかないため随意契約とした。(契約事務細則第28条第1項第1号)	19	

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
第24回加工・業務用野菜産地と実需者との交流会開催に係る東京国際フォーラムの施設利用	理事 西岡篤彦	平成26年9月29日	(株)東京国際フォーラム 東京都千代田区丸の内3-5-1	第24回開催については、交流会の活性化を図るため、「国産農畜産物商談会」(全農・全中・農林中金共催)と同時開催で行っており、同商談会は、平成27年3月10日と11日に東京国際フォーラムで開催することが決定されている。このため、会場の選定は、随意契約によらざるを得ないので、随意契約等審査委員会に諮ったうえで、随意契約とした。(契約事務細則第28条第1項1号)	—	4,212,000	—	—	第24回開催については、交流会の活性化を図るため、「国産農畜産物商談会」(全農・全中・農林中金共催)と同時開催で行っており、同商談会は、平成27年3月10日と11日に東京国際フォーラムで開催することが決定されている。このため、会場の選定は、随意契約によらざるを得ないので、随意契約等審査委員会に諮ったうえで、随意契約とした。(契約事務細則第28条第1項1号)	19	

[記載要領]

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達最適化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当するとき「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」